

改正後	改正前
<p>埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)第四条第一項の規定に基づき、県立学校(県立の中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。)の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の<u>同法第三条</u>に規定する補償(以下「補償」という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(補償の範囲、金額、支給方法等)</u></p> <p>第二条 <u>補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和三十二年政令第二百八十三号)の規定の例による。</u></p>	<p>埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号。<u>以下「法」という。</u>)第四条第一項の規定に基づき、県立学校(県立の中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。<u>以下同じ。</u>)の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の<u>法第三条</u>に規定する補償(以下「補償」という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(補償基礎額)</u></p> <p>第二条 <u>補償は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</u></p> <p><u>2 前項の補償基礎額は、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日(附則第一条の三第五項及び第六項において「事故発生日等」という。)における当該学校医等の医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数(第十三条第二項第二号において単に「経験年数」という。)に応じて、別表に定める額とする。</u></p> <p><u>3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、第一号に該当する扶養親族については一人につき四百三十四円を、第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</u></p> <p><u>一 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫</u> <u>三 六十歳以上の父母及び祖父母</u> <u>四 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹</u> <u>五 心身に著しい障害がある者</u></p> <p><u>4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日以後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子がいる場合における扶養加算額は、前項の規定にかかわらず、百六十七円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</u></p> <p><u>(補償基礎額の限度額)</u></p> <p><u>第二条の二 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後一年六月を経過した日以後の日である場合における休業補償（以下この項において「長期療養者の休業補償」という。）に係る前条の規定による補償基礎額が、長期療養者の休業補償を受けるべき学校医等の休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の四月一日における年齢に応じ埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、それぞれその定める額を長期療養者の休業補償に係る補償基礎額とする。</u></p> <p><u>2 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る前条の規定による補償基礎額が、年金たる補償を受けるべき学校医等の年金たる補償を支給すべき月の属する年度の四月一日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合にあっては、学校医等の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該学校医等の基準日における年齢）に応じ教育委員会が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、それぞれその定める額を年金たる補償に係る補償基礎額とする。</u></p> <p><u>(療養補償)</u></p> <p><u>第三条 療養補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合に</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>において、当該学校医等に対して必要な療養を行ない、又は必要な療養の費用を支給して行なう。</u></p> <p><u>第四条 前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。</u></p> <p><u>一 診察</u></p> <p><u>二 薬剤又は治療材料の支給</u></p> <p><u>三 処置、手術その他の治療</u></p> <p><u>四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護</u></p> <p><u>五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</u></p> <p><u>六 移送</u></p> <p><u>2 県は、その経営する医療機関若しくは薬局又は教育委員会があらかじめ指定する医療機関若しくは薬局において、前項第一号から第五号までの療養を行う。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(休業補償)</u></p> <p><u>第五条 休業補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき、当該学校医等に対して、その収入を得ることができない期間、一日につき、補償基礎額の百分の六十に相当する金額を支給して行う。ただし、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合（埼玉県教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める場合に限る。）には、その拘禁されている期間については、休業補償は、行わない。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(傷病補償)</u></p> <p><u>第五条の二 傷病補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合に、当該学校医等に対して、その状態が継続している期間、傷病補償年金を毎年支給して行う。</u></p> <p><u>一 当該負傷又は疾病が治つていないこと。</u></p> <p><u>二 当該負傷又は疾病による障害の程度が、次条第二項に規定する第一級</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(削る)</u></p>	<p>から第三級までの各障害等級に相当するものとして教育委員会規則で定める第一級、第二級又は第三級の傷病等級に該当すること。</p> <p>2 <u>傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級（前項第二号の傷病等級をいう。第四項において同じ。）のいずれに該当するかに応じ、一年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>一 第一級 三百十三倍</p> <p>二 第二級 二百七十七倍</p> <p>三 第三級 二百四十五倍</p> <p>3 <u>傷病補償を受ける者には、休業補償は、行わない。</u></p> <p>4 <u>傷病補償を受ける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに第二項各号に掲げる他の傷病等級に該当するに至つた場合には、新たに該当するに至つた傷病等級に応ずる傷病補償を行うものとし、その後は、従前の傷病補償は、行わない。</u></p> <p><u>(障害補償)</u></p> <p>第六条 <u>障害補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、治つた場合において、次項に規定する障害等級に該当する程度の障害が存するとき、当該学校医等に対して、同項に規定する第一級から第七級までの障害等級に該当する障害がある場合には、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給して行い、同項に規定する第八級から第十四級までの障害等級に該当する障害がある場合には、障害補償一時金を支給して行うものとする。</u></p> <p>2 <u>障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、第一級から第十四級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は、教育委員会規則で定める。</u></p> <p>3 <u>障害補償年金の額は、一年につき、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>一 第一級 三百十三倍</p> <p>二 第二級 二百七十七倍</p> <p>三 第三級 二百四十五倍</p> <p>四 第四級 二百十三倍</p>

改正後	改正前
	<p> <u>五 第五級 百八十四倍</u> <u>六 第六級 百五十六倍</u> <u>七 第七級 百三十一倍</u> </p> <p> <u>4 障害補償一時金の額は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。</u> </p> <p> <u>一 第八級 五百三倍</u> <u>二 第九級 三百九十一倍</u> <u>三 第十級 三百二倍</u> <u>四 第十一級 二百二十三倍</u> <u>五 第十二級 百五十六倍</u> <u>六 第十三級 百一倍</u> <u>七 第十四級 五十六倍</u> </p> <p> <u>5 障害等級に該当する程度の障害が二以上ある場合の障害等級は、重い障害に応ずる障害等級による。</u> </p> <p> <u>6 次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち学校医等に最も有利なものによる。</u> </p> <p> <u>一 第十三級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の一級上位の障害等級</u> <u>二 第八級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の二級上位の障害等級</u> <u>三 第五級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の三級上位の障害等級</u> </p> <p> <u>7 前項第一号の場合の障害補償の金額は、それぞれの障害に応ずる障害等級による障害補償の金額を合算した金額を超えてはならない。ただし、同号の規定による障害等級が第七級以上になる場合は、この限りでない。</u> </p> <p> <u>8 既に障害のある学校医等が公務上の負傷又は疾病によつて、同一部位についての障害の程度が加重した場合には、その者の加重後の障害の障害等級に応ずる障害補償の金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める金額を差し引いた金額をもつて障害補償の金額とする。</u> </p> <p> <u>一 その者が加重前の障害の障害等級が第七級以上である場合 その者の加重前の障害の障害等級に応ずる障害補償年金の額</u> <u>二 その者の加重前の障害の障害等級が第八級以下であり、かつ、加重後</u> </p>

改正後	改正前
<p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p><u>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>二 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十八万六千五十円を超えるときは、十八万六千五十円）</u></p> <p><u>二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が八万五千四百九十円以下である場合に限る。） 八万五千四百九十円</u></p> <p><u>三 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が九万二千九百八十円を超えるときは、九万二千九百八十円）</u></p> <p><u>四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が四万二千七百円以下であるときに限る。） 四万二千七百円</u></p> <p><u>(遺族補償)</u></p> <p><u>第八条 遺族補償は、学校医等が公務上死亡した場合において、当該学校医等の遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給して行なう。</u></p> <p><u>(遺族補償年金)</u></p> <p><u>第九条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、学校医等の配偶者（婚</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>姻の届出をしていないが、学校医等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様な事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、学校医等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）以外の者にあつては、学校医等の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。</u></p> <p><u>一 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、六十歳以上であること。</u></p> <p><u>二 子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること。</u></p> <p><u>三 兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること又は六十歳以上であること。</u></p> <p><u>四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、障害の状態（教育委員会規則で定める障害の状態をいう。次条、第十一条及び第十五条において同じ。）にあること。</u></p> <p><u>2 学校医等の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、学校医等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子とみなす。</u></p> <p><u>3 遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。</u></p> <p><u>第十条 遺族補償年金の額は、一年につき、補償基礎額に、次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>一 一人 百五十三倍（五十五歳以上の妻又は障害の状態にある妻にあつては、百七十五倍）</u></p> <p><u>二 二人 二百一倍</u></p> <p><u>三 三人 二百二十三倍</u></p> <p><u>四 四人以上 二百四十五倍</u></p> <p><u>2 遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、遺族補償</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>年金の額は、前項にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。</u></p> <p><u>3 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改正する。</u></p> <p><u>4 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が妻であり、かつ、その妻と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合において、その妻が次の各号の一に該当するに至ったときは、その該当するに至った月の翌月から遺族補償年金の額を改定する。</u></p> <p><u>一 五十五歳に達したとき（障害の状態にあるときを除く。）。</u></p> <p><u>二 障害の状態になり、又はその事情がなくなつたとき（五十五歳以上であるときを除く。）。</u></p> <p><u>第十一条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。</u></p> <p><u>一 死亡したとき。</u></p> <p><u>二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。</u></p> <p><u>三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。</u></p> <p><u>四 離縁によつて、死亡した学校医等との親族関係が終了したとき。</u></p> <p><u>五 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき（学校医等の死亡の時から引き続き障害の状態にあるときを除く。）。</u></p> <p><u>六 障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については、学校医等の死亡の当時六十歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は学校医等の死亡の当時六十歳以上であつたときを除く。）。</u></p> <p><u>2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>でなくなるものとする。</u></p> <p><u>第十二条 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が一年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請によつて、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。</u></p> <p><u>3 第十条第三項の規定は、第一項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第三項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(遺族補償一時金)</u></p> <p><u>第十三条 遺族補償一時金は、次の場合に支給する。</u></p> <p><u>一 学校医等の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。</u></p> <p><u>二 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該学校医等の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の次項に規定する合計額が当該権利が消滅した日において前号の場合に該当することとしたときに支給されることとなる一時金の額に満たないとき。</u></p> <p><u>2 前項第二号に規定する遺族補償年金の額の合計額は、次に掲げる額を合算した額とする。</u></p> <p><u>一 前項第二号に規定する権利が消滅した日の属する年度(次号において「権利消滅年度」という。)の分として支給された遺族補償年金の額</u></p> <p><u>二 権利消滅年度の前年度以前の各年度の分として支給された遺族補償年金の額に、権利消滅年度の四月一日において経験年数に応じて定められている補償基礎額を当該各年度の四月一日におけるそれぞれこれに対応する補償基礎額で除して得た率を乗じて得た額の合算額</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>第十四条 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、学校医等の死亡の</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>当時において次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p><u>一 配偶者</u></p> <p><u>二 学校医等の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</u></p> <p><u>三 前二号に掲げる者以外の者で主として学校医等の収入によつて生計を維持していたもの</u></p> <p><u>四 二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</u></p> <p><u>2 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。</u></p> <p><u>3 学校医等が遺言又は教育委員会に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を受けるものとする。</u></p> <p><u>第十五条 遺族補償一時金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額（第十三条第一項二号の場合にあつては、その額から同号に規定する合計額を控除して得た額）とする。</u></p> <p><u>一 第十四条第一項第三号に該当する者（次号に掲げる者を除く。） 四百倍</u></p> <p><u>二 第十四条第一項第三号に該当する者のうち、学校医等の三親等内の親族で、学校医等の死亡の当時十八歳未満若しくは五十五歳以上であつた者又は障害の状態にあつた者 七百倍</u></p> <p><u>三 第十四条第一項第一号、二号及び第四号に掲げる者 千倍</u></p> <p><u>2 第十条第二項の規定は、遺族補償一時金の額について準用する。</u></p> <p><u>(遺族からの排除)</u></p> <p><u>第十六条 学校医等を故意に死亡させた者は、遺族補償を受けることができる遺族としない。</u></p> <p><u>2 学校医等の死亡前に、当該学校医等の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることのできる遺族としない。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>3 学校医等の死亡前又は遺族補償年金を受けることができる遺族の当該遺族補償年金を受ける権利の消滅前に、当該学校医等の死亡又は当該権利の消滅によつて遺族補償一時金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。</u></p> <p><u>4 遺族補償年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。学校医等の死亡前に、当該学校医等の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。</u></p> <p><u>5 遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。</u></p> <p><u>6 第十一条第一項後段の規定は、前項後段の場合に準用する。</u></p> <p><u>(年金たる補償の額の端数処理)</u></p> <p><u>第十六条の二 年金たる補償の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(年金たる補償の支給期間等)</u></p> <p><u>第十七条 年金たる補償の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。</u></p> <p><u>2 年金たる補償は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。</u></p> <p><u>3 年金たる補償は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれ前月分までを支払う。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる補償は、支払期日でない月であつても、支払うものとする。</u></p> <p><u>4 前項の規定により年金たる補償の支払を行う場合には、当該補償の年額を十二で除して得た額に支払うべき月数を乗じて得た額を支払うものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(年金たる補償等の支払の調整)</u> <u>第十八条</u> 年金たる補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる補償が支払われたときは、その支払われた年金たる補償は、その後に支払うべき年金たる補償の内払とみなすことができる。年金たる補償を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる補償が支払われた場合における当該年金たる補償の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。</p> <p><u>2</u> 同一の公務上の負傷又は疾病（次項において「同一の傷病」という。）に関し、傷病補償を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を受ける権利を有することとなつた場合において、当該傷病補償を受ける権利が消滅した月の翌月以後の分として傷病補償が支払われたときは、その支払われた傷病補償は、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。</p> <p><u>3</u> 同一の傷病に関し、休業補償を受けている者が傷病補償又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補償を行わないこととなつた場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償又は障害補償の内払とみなす。</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>第十八条の二</u> 年金たる補償を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる補償の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき補償で次に掲げるものがあるときは、当該補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。</p> <p><u>一</u> 年金たる補償を受ける権利を有する者の死亡に係る遺族補償年金、遺族補償一時金又は葬祭補償</p> <p><u>二</u> 過誤払による返還金債権に係る遺族補償年金と同順位で支給されるべき遺族補償年金</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(葬祭補償)</u> <u>第十九条</u> 葬祭補償は、学校医等が公務上死亡した場合において、葬祭を行</p>

改正後	改正前
<p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(報告、出頭等) 第三条 <u>埼玉県教育委員会</u>は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせる</p>	<p><u>う者に対して、三十一万五千円に補償基礎額の三十倍に相当する金額を加えた金額を支給して行う。</u></p> <p><u>(死亡の推定)</u> 第二十条 <u>船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗っていた学校医等若しくは船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となつた学校医等の生死が三箇月間わからない場合又はこれらの学校医等の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又は学校医等が行方不明となつた日に、当該学校医等は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗っていた学校医等若しくは航空機に乗っていてその航空機の航行中に行方不明となつた学校医等の生死が三箇月間わからない場合又はこれらの学校医等の死亡が三箇月間以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合も、同様とする。</u></p> <p><u>(未支給の補償)</u> 第二十一条 <u>補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償でまだ支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族)に、これを支給する。</u> 2 <u>前項の規定による補償を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序(遺族補償年金については、第九条第三項に規定する順序)とする。</u> 3 <u>第一項の規定による補償を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、この一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。</u></p> <p>(報告、出頭等) 第二十二条 <u>教育委員会</u>は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせること</p>

改正後	改正前																
<p>ことができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第四条</u> この条例の実施に関し必要な事項は、<u>埼玉県教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、昭和三十二年八月三十日から適用する。</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>ができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第二十三条</u> この条例の実施に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p><u>第一条</u> この条例は、公布の日から施行し、昭和三十二年八月三十日から適用する。</p> <p><u>(障害補償年金差額一時金)</u></p> <p><u>第一条の二</u> <u>当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する学校医等が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額（当該障害補償年金のうち、当該死亡した日の属する年度の前年度以前の分として支給された障害補償年金にあつては第十三条第二項の規定により計算した額。次項において同じ。）及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額（当該障害補償年金前払一時金を支給すべき事由が当該死亡した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合にあつては、第十三条第二項の規定により計算した額。次項において同じ。）の合計額が、次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に満たないときは、その者の遺族に対し、障害補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1182 1045 2056 1369"> <thead> <tr> <th>障害等級</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一級</td> <td>補償基礎額に一、三四〇を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>第二級</td> <td>補償基礎額に一、一九〇を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>第三級</td> <td>補償基礎額に一、〇五〇を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>第四級</td> <td>補償基礎額に九二〇を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>第五級</td> <td>補償基礎額に七九〇を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>第六級</td> <td>補償基礎額に六七〇を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>第七級</td> <td>補償基礎額に五六〇を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2</u> <u>障害補償年金を受ける権利を有する学校医等のうち、第六条第八項の規定の適用を受ける者が死亡した場合には、前項の規定にかかわらず、障害</u></p>	障害等級	額	第一級	補償基礎額に一、三四〇を乗じて得た額	第二級	補償基礎額に一、一九〇を乗じて得た額	第三級	補償基礎額に一、〇五〇を乗じて得た額	第四級	補償基礎額に九二〇を乗じて得た額	第五級	補償基礎額に七九〇を乗じて得た額	第六級	補償基礎額に六七〇を乗じて得た額	第七級	補償基礎額に五六〇を乗じて得た額
障害等級	額																
第一級	補償基礎額に一、三四〇を乗じて得た額																
第二級	補償基礎額に一、一九〇を乗じて得た額																
第三級	補償基礎額に一、〇五〇を乗じて得た額																
第四級	補償基礎額に九二〇を乗じて得た額																
第五級	補償基礎額に七九〇を乗じて得た額																
第六級	補償基礎額に六七〇を乗じて得た額																
第七級	補償基礎額に五六〇を乗じて得た額																

改正後	改正前
<p>(削る)</p>	<p><u>補償年金差額一時金は、その者に支給された当該障害補償年金の額及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に満たない場合に限り支給するものとし、その額は、その差額に相当する額とする。</u></p> <p><u>一 その者の加重前の障害の障害等級が第七級以上である場合 その者の加重後の障害の障害等級に応ずる前項の表の下欄に定める額から、その者の加重前の障害の障害等級に応ずる同表の下欄に定める額を差し引いた額</u></p> <p><u>二 その者の加重前の障害の障害等級が第八級以下である場合 その者の加重後の障害の障害等級に応ずる前項の表の下欄に定める額に、当該障害補償年金に係る第六条第八項の規定により計算された金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の障害等級に応ずる同条第三項の規定による金額で除して得た数を乗じて得た額</u></p> <p><u>3 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。</u></p> <p><u>一 障害補償年金を受ける権利を有する学校医等の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</u></p> <p><u>二 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</u></p> <p><u>4 第十条第二項の規定は障害補償年金差額一時金の額について、第十四条第三項、第十六条第一項及び第二項並びに第二十条の規定は障害補償年金差額一時金の支給について準用する。この場合において、第十条第二項中「前項」とあるのは「附則第一条の二第一項及び第二項」と、「同項」とあるのは「同条第一項又は第二項」と、第十四条第三項中「第一項第三号及び第四号」とあるのは「附則第一条の二第三項第二号」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(障害補償年金前払一時金)</u></p> <p><u>第一条の三 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する学校医等が申し出たときは、障害補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による申出は、障害補償年金の最初の支払に先立つて行わな</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>なければならない。ただし、既に障害補償年金の支払を受けた場合であつても、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。</u></p> <p><u>3 第一項の規定による申出は、同一の災害につき二回以上行うことはできない。</u></p> <p><u>4 障害補償年金前払一時金の額は、前条第一項の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（当該障害補償年金について第六条第八項の規定が適用された場合には、前条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同項各号に定める額。以下この項において「障害補償年金前払一時金限度額」という。）又は障害補償年金前払一時金限度額の範囲内の額で補償基礎額の千二百倍、千倍、八百倍、六百倍、四百倍若しくは二百倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する学校医等が選択した額とする。ただし、当該障害補償年金前払一時金に係る申出が第二項ただし書の規定によるものである場合には、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の千二百倍、千倍、八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する学校医等が選択した額とする。</u></p> <p><u>5 障害補償年金前払一時金が支給された場合における当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（当該障害補償年金前払一時金に係る申出が第二項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、その月以後の各月に支給されるべき障害補償年金の額（当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支払期月から起算して一年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金については、その額を、事故発生日等における法定利率に当該最初の障害補償年金の支払期月から当該各月までの年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額）の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額を超えることとなる月の前月まで、その支給を停止する。</u></p> <p><u>6 前項の規定による障害補償年金の支給停止が終了する月の翌月に係る</u></p>

改正後	改正前
<p>(削る)</p>	<p><u>障害補償年金の額は、同項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの期間が、一年以内の場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により当該障害補償年金の支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「支給停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、一年を超える場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から支給停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日等における法定利率に前項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月の翌月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。</u></p> <p><u>7 第五項の規定による障害補償年金の支給停止は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十六条の二第二項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第二十八条第十項においてその例によることとされ、及び昭和六十年法律第三十四号附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十年法律第三十四号第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）第七十九条の二第五項の規定により準用される旧国民年金法第六十五条第二項、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第十三条の二第三項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十七条第一号ただし書の規定の適用については、これらの規定の支給停止に該当しないものとする。</u></p> <p><u>（遺族補償年金前払一時金）</u></p> <p><u>第二条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が申し出たときは、遺族補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。</u></p> <p><u>2 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の千倍、八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうちから当該遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。ただし、当該遺族補償年金前払一時金に係る申出が第四項において準用する前条第二項ただし書の規定によるものである場合には、補償基礎額の千倍に相当する額から当該申出が行</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>われた日の属する月までの期間に係る当該遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうちから当該遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。</u></p> <p><u>3 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が二人以上ある場合には、第一項の規定による申出及び前項の規定による選択は、これらの遺族がそのうち一人を代表者に選任し、その代表者が行うものとする。</u></p> <p><u>4 第十条第二項の規定は遺族補償年金前払一時金の額について、前条第二項及び第三項の規定は遺族補償年金前払一時金の申出について、同条第五項及び第六項の規定は遺族補償年金前払一時金が支給された場合について準用する。この場合において、第十条第二項中「前項」とあるのは「附則第二条第二項」と、前条第五項中「当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月」とあるのは「当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（附則第二条の四第一項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有するもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）に支給すべき遺族補償年金にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る学校医等の死亡の時期に応じ同条第一項の表の下欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）」と、「当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支払期月」とあるのは「当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支払期月（特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する月前においてその者に支給された遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金にあつては、その者について附則第二条の四第三項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金に係る遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支払期月）」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>5 前項において準用する前条第五項の規定による遺族補償年金の支給停止は、国民年金法第三十六条の二第二項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第二十八条第十項においてその例によることとされ、及び昭和六十年法律第三十四号附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧国民年金法第七十九条の二第五項の規定により準用される旧国民年金法第六十五条第二項並びに児童扶養手当法第十三条の</u></p>

改正後

改正前

(削る)

二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書の規定の適用については、これらの規定の支給停止に該当しないものとする。

(未支給の補償等に関する規定の読替え)

第二条の二 障害補償年金差額一時金及び遺族補償年金前払一時金の支給が行われる間、第十三条第一項第二号中「合計額」とあるのは「合計額及び遺族補償年金前払一時金の額(当該遺族補償年金前払一時金を支給すべき事由が当該権利が消滅した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合にあつては、次項の規定により計算した額)の合算額」と、第十五条第一項中「合計額」とあるのは「合算額」と、第十八条の二第一号中「又は葬祭補償」とあるのは「葬祭補償又は障害補償年金差額一時金」と、第二十一条第一項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金、障害補償年金差額一時金又は遺族補償年金前払一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金、当該障害補償年金差額一時金又は当該遺族補償年金前払一時金」と、同条第二項中「遺族補償年金については、第九条第三項」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金については第九条第三項、障害補償年金差額一時金については附則第一条の二第三項後段」とする。

(削る)

(遺族補償年金の受給資格年齢の特例等)

第二条の三 次の表の上欄に掲げる期間に死亡した学校医等の遺族に対する第九条第一項第一号及び第三号並びに第十一条第一項第六号の規定の適用については、同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<u>埼玉県公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十一年埼玉県条例第三十三号)の施行の日から昭和六十一年九月三十日まで</u>	<u>五十五歳</u>
<u>昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで</u>	<u>五十六歳</u>
<u>昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで</u>	<u>五十七歳</u>

改正後	改正前		
<p>(削る)</p>	<p><u>昭和六十三年十月一日から平成元年九月三十日まで</u></p>	<p><u>五十八歳</u></p>	
	<p><u>平成元年十月一日から平成二年九月三十日まで</u></p>	<p><u>五十九歳</u></p>	
	<p><u>第二条の四 次の表の上欄に掲げる期間に公務上死亡した学校医等の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該学校医等の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの（第九条第一項第四号に規定する者であつて第十一条第一項第六号に該当するに至らないものを除く。）は、第九条第一項（前条において読み替えられる場合を含む。）の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第十条第一項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族（附則第二条の四第一項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る学校医等の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを除く。）」と、第十一条第二項中「各号の一」とあるのは「第一号から第四号までのいずれか」とする。</u></p>		
<p><u>昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで</u></p>	<p><u>五十五歳</u></p>	<p><u>五十六歳</u></p>	
<p><u>昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで</u></p>	<p><u>五十五歳以上五十七歳未満</u></p>	<p><u>五十七歳</u></p>	
<p><u>昭和六十三年十月一日から平成元年九月三十日まで</u></p>	<p><u>五十五歳以上五十八歳未満</u></p>	<p><u>五十八歳</u></p>	
<p><u>平成元年十月一日から平成二年九月三十日まで</u></p>	<p><u>五十五歳以上五十九歳未満</u></p>	<p><u>五十九歳</u></p>	
<p><u>平成二年十月一日から当分の間</u></p>	<p><u>五十五歳以上六十歳未満</u></p>	<p><u>六十歳</u></p>	
	<p><u>2 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、第九条第一項（前条において読み替えられる場合を含む。）に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。</u></p> <p><u>3 第一項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の下欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、</u></p>		

改正後	改正前				
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>附則第二条の規定の適用を妨げるものではない。</u></p> <p><u>4 第一項に規定する遺族に対する第二十一条第二項及び附則第二条の二の規定の適用については、これらの規定中「第九条第三項」とあるのは、「附則第二条の四第二項」とする。</u></p> <p><u>(他の法律による給付との調整)</u></p> <p><u>第三条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第十六条の二を除く。）による当該年金たる補償の額に、当該年金たる給付に応ずる同表の下欄に掲げる率（当該年金たる給付の数が二である場合にあつては、それぞれの当該年金たる給付に応ずる同表の下欄に掲げる率を合計して得た率から一を控除して得た率）を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による当該年金たる補償の額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の数が二である場合にあつては、それらの合計額）を控除して得た額を下回る場合には、当該控除して得た額）とし、その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1182 895 2056 1426"> <tr> <td data-bbox="1182 895 1413 1426"><u>傷病補償年金</u></td> <td data-bbox="1413 895 1832 1426"><u>厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この表において「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下この条に</u></td> <td data-bbox="1832 895 2056 1426"><u>〇・八八</u></td> </tr> </table>		<u>傷病補償年金</u>	<u>厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この表において「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下この条に</u>	<u>〇・八八</u>
<u>傷病補償年金</u>	<u>厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この表において「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下この条に</u>	<u>〇・八八</u>			

改正後	改正前	
		<p data-bbox="1435 180 1805 248"><u>において「障害厚生年金等」という。)</u></p> <p data-bbox="1435 256 1805 1198"><u>国民年金法による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二条第一項第二号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。)</u></p> <p data-bbox="1435 1206 1805 1425"><u>昭和六十年法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下この条において「旧船員保険法」という。）による障害年金</u></p>
		○・八八
		○・七五

改正後	改正前		
		昭和六十年法律第三十四号 第三条の規定による改正前 の厚生年金保険法（以下この 条において「旧厚生年金保険 法」という。）による障害年 金	○・七五
		旧国民年金法による障害年 金	○・八九
	障害補償年金	障害厚生年金等	○・八三
		国民年金法による障害基礎 年金	○・八八
		旧船員保険法による障害年 金	○・七四
		旧厚生年金保険法による障 害年金	○・七四
		旧国民年金法による障害年 金	○・八九
	遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚 生年金又は平成二十四年一元 化法附則第四十一条第一項の 規定による遺族共済年金若し くは平成二十四年一元化法附 則第六十五条第一項の規定に よる遺族共済年金（次項におい て「遺族厚生年金等」という。）	○・八四
		国民年金法による遺族基礎年 金（昭和六十年法律第三十四号 附則第二十八条第一項の規定 による遺族基礎年金及び平成 二十四年一元化法附則第三十 七条第一項に規定する給付の うち遺族共済年金、平成二十 四年一元化法附則第六十一条	○・八八

改正後

改正前

	<p><u>第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給される遺族基礎年金を除く。次項において同じ。）又は国民年金法による寡婦年金</u></p>	
	<p><u>旧船員保険法による遺族年金</u></p>	<p>〇・八〇</p>
	<p><u>旧厚生年金保険法による遺族年金</u></p>	<p>〇・八〇</p>
	<p><u>旧国民年金法による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</u></p>	<p>〇・九〇</p>

2 前項の場合において、年金たる補償の事由と同一の事由について障害厚生年金等及び国民年金法による障害基礎年金又は遺族厚生年金等及び国民年金法による遺族基礎年金が支給される場合の当該年金たる補償の額に乗ずる率は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる年金たる補償の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

<u>傷病補償年金</u>	<p>〇・七三</p>
<u>障害補償年金</u>	<p>〇・七三</p>
<u>遺族補償年金</u>	<p>〇・八〇</p>

3 休業補償の金額は、同一の事由について次の表の上欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の金額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる給付に応ずる同表の下欄に掲げる率(当該年金たる給付の数が二である場合にあっては、それぞれの当該年金たる給付に応ずる同表の下欄に掲げる率を合計して得た率から一を控除して得た率)を乗じて得た金額(その金額がこの条例の規定による休業補償の金額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額(当該年金たる給付の数が二である場合にあ

改正後

改正前

つては、それらの合計額)を三百六十五で除して得た額を控除して得た金額を下回る場合には、当該控除して得た金額)とする。

障害厚生年金等	〇・八八
国民年金法による障害基礎年金	〇・八八
旧船員保険法による障害年金	〇・七五
旧厚生年金保険法による障害年金	〇・七五
旧国民年金法による障害年金	〇・八九

4 前項の場合において、休業補償の事由と同一の事由について障害厚生年金等及び国民年金法による障害基礎年金が支給される場合の当該休業補償の金額に乗ずる率は、同項の規定にかかわらず、〇・七三とする。

(葬祭補償に関する暫定措置)

第四条 第十九条の規定による葬祭補償の金額が補償基礎額の六十倍に相当する金額に満たないときは、葬祭補償の金額は、当分の間、同条の規定にかかわらず、当該六十倍に相当する金額とする。

別表(第二条関係)

補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	五年未満	五年以上一〇年未満	一〇年以上一五年未満	一五年以上二〇年未満	二〇年以上二五年未満	二五年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	七、二八五円	八、八五〇円	一〇、七六八円	一一、九六三円	一二、六二五円	一三、〇九八円
学校薬剤師の	六、一一〇円	七、〇四五円	七、五〇五円	八、六二三円	九、二七〇円	九、六二〇円

(削る)

(削る)

改正後	改正前						
	補償基 礎額						
	<p><u>備考</u></p> <p><u>一 医師、歯科医師又は薬剤師（以下「医師等」という。）としての経験年数は、医師等の免許を取得した後のものとする。</u></p> <p><u>二 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数に加えた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用する。</u></p> <p><u>（一） 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後実地修練を経た者 一年</u></p> <p><u>（二） 学校教育法による大学院において博士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 四年</u></p> <p><u>（三） 旧大学令による大学院又は研究科の第二期若しくは後期の課程を修了した者 五年</u></p> <p><u>（四） 旧大学令による大学院又は研究科の前期の課程を修了した者 三年</u></p> <p><u>（五） 旧大学令による大学院又は研究科の第一期の課程を修了した者 二年</u></p> <p><u>三 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数から減じた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用するものとする。</u></p> <p><u>（一） 旧専門学校令による専門学校で修業年限が五年のものを卒業した者 二年</u></p> <p><u>（二） 旧専門学校令による専門学校で修業年限が四年のものを卒業した者 医師及び歯科医師にあつては三年、薬剤師にあつては一年</u></p> <p><u>（三） 旧専門学校令による専門学校で修業年限が三年のものを卒業した者 歯科医師にあつては四年、薬剤師にあつては二年</u></p> <p><u>四 前二号に該当しない者については、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号。以下「政令」という。）別表備考第四号の規定に基づき文部科学大臣の定めるところにより前二号に準じて医師等としての経験</u></p>						

改正後	改正前
	<u>験年数を加減する。ただし、旧大学令による大学を卒業した後実地修練を経なかつた者及び政令別表備考第四号の規定に基づきこれと同程度の者として文部科学大臣が指定する者については、この限りでない。</u>